

令和4年9月14日

保護者の皆様

豊見城市立ゆたか小学校
校長 上原 義仁
(公印省略)

新型コロナウイルスに関する対応について

時下、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大の中、国や県、市教育委員会の方針を受け、当面の間、裏面のとおり対応することとなっておりますのでお知らせします。

つきましては、内容を確認の上、感染拡大の予防にご協力くださいますようお願い致します。

なお、令和4年4月15日付けの同内容の文書（保存版）は破棄してくださいますようお願い致します。

記

- 1 新型コロナウイルスに関する基本的な対応は**裏面**をご確認ください。
- 2 感染拡大を予防するため、児童や同居者が体調不良（風邪症状）の場合や濃厚接触者となった場合など、裏面の【出席停止】に該当する場合は、児童を登校させず、速やかに学校まで連絡下さるようお願い致します。
- 3 「出席停止」でお休みしても、欠席扱いにはなりません。
- 4 実際には、市教委や保健所等と連携して対応します。状況によって必ずしも裏面の通りとはならない場合があります。
- 5 本日現在の豊見城市内小中学校の感染警戒レベルは3-②（最高は3-③）となっています。そのため、同居家族等の健康観察もよろしくお願いいたします。

連絡先

県電話相談窓口・・・866-2129

南部保健所・・・889-6591

ゆたか小学校・・・850-6639

裏面をご確認ください。

新型コロナウイルスに関する基本的な対応

(令和4年9月14日改訂版)

保存版

1 症状ごとの対応

(1) 感染者（検査で陽性または医師の診断等）

| 感染した者 | 市内学校の感染警戒レベル1 | 市内学校の感染警戒レベル2以上 |
|------------|---|-----------------|
| ○児童 ○職員 | 【出席停止】 有症状者・・・発症日を0日とし7日間、かつ症状軽快後24時間経過後（6日目までに軽快→8日目に登校可。7日目以降に軽快→軽快の翌々日より登校可） 無症状者・・・陽性となった検体採取日を0日とし7日間（8日目に登校可） ※5日目に抗原検査（医療用）による陰性を確認したら、6日目に登校可 | |
| ○児童・職員の同居者 | 児童が濃厚接触者にあたる場合は(2)参照 濃厚接触者の特定までの期間は(3)参照 | |

(2) 濃厚接触者等

| 濃厚接触者 | 市内学校の感染警戒レベル1 | 市内学校の感染警戒レベル2以上 |
|------------|---|---------------------------------------|
| ○児童 ○職員 | 【出席停止】 最終接触日を0日とし5日間（6日目に登校可） ※2日目と3日目に抗原検査（医療用）による陰性を確認したら、3日目に登校可 陽性の同居者と離れて生活できなかった場合は、陽性者の療養期間終了した日を0日とし5日間（6日目に登校可） 〔本人が陽性となった場合は(1)参照〕 | |
| ○児童・職員の同居者 | 【登校可能】 | 【出席停止】 〔同居の濃厚接触者の陰性が判明するまで〕 |

※ 本人が感染し療養期間終了後1ヶ月以内に濃厚接触者となった場合は登校可。

(3) 感染の可能性がある者・濃厚接触の可能性のある者（特定までの期間）等

| 該当者 | 市内学校の感染警戒レベル1 | 市内学校の感染警戒レベル2以上 |
|------------|---|---------------------------------|
| ○児童 ○職員 | 【出席停止】 感染の可能性がないとの判断が出るまで→感染、濃厚接触の場合は(1)(2)参照 | |
| ○児童・職員の同居者 | 【登校可能】 | 【出席停止】 〔同居者の判断ができるまで〕 |

(4) 風邪症状等（風邪症状の症状例は下記に記載）

| 症状のある者 | 市内学校の感染警戒レベル1 | 市内学校の感染警戒レベル2以上 |
|------------|--|---|
| ○児童 ○職員 | 【出席停止】 新型コロナでないことがわかり、症状がなくなるまで〔コロナ陽性の場合は(1)へ〕 | |
| ○同居者 | 【登校可能】 | 【出席停止】 （新型コロナでないことがわかり、同居者の症状がなくなるまで） |

【風邪症状の例】（豊見城市教育委員会ガイドラインより）

発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状 但し、鼻炎など基礎疾患（持病）の症状である場合を除く

★上記は基本的な対応であり、実際には保健所等の見解を踏まえて対応します。

★症状がある場合は、県電話相談窓口866-2129へ電話をするか、病院で受診してください。

2 学校で児童に感染が確認された場合の対応

(1) 学校で感染者と接触があった児童について

- ① 感染者との接触があった児童で、無症状の者
○ 必要に応じて（保護者の判断で）、接触者PCR検査を受検する。（無料）
- ② 感染者との接触があった児童で、発熱や風邪症状のある者
○ 病院を受診する。または、県へ抗原検査キット（無料）を申し込む

※ 上記の対応が必要になる可能性がある場合は、その都度該当学級児童へ文書を配布します。また、学校ホームページにも同文書を掲載しています（トップページ7月8日付文書）。

(2) 学級閉鎖（学年閉鎖）等について

- ① 学級内で複数の新型コロナ感染者や有症状者がおり（目安として5名以上）、感染拡大が想定される場合など、状況によって学級閉鎖等を行う場合があります。
- ② 同学年で複数の学級閉鎖がある場合は、状況により学年閉鎖を行う場合があります。
- ③ 学級閉鎖（学年閉鎖）や出席停止の期間は、オンラインで学習等を行う場合があります。